

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄